令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務委託仕様書

１　委託件名

令和８年度中小企業の振興に係るアンケート調査業務

２　目的等

本市の商工業振興を図るため、市内中小企業者の生産性向上に係る実態を把握することを目的に、アンケート調査及び調査結果の分析を行う。

３　履行期間

契約締結の日から令和８年１１月３０日まで

４　事業概要

⑴　中小企業に対するアンケート調査

・調査時期　令和８年６月中旬～７月中旬

・調査方法　提案による

・調査対象　鹿児島市内に本社のある中小企業

・回答数（期待値）　７００社以上

⑵　調査結果の分析

⑶　調査結果報告書の作成

５　委託業務

⑴　委託業務全体の企画・進行

委託業務の企画及び進行にあたり、受託者は効果的と思われる手法等について適宜委託者に提案し、委託者と十分に協議したうえで進めること。

⑵　中小企業に対するアンケート調査の実施

①　調査対象企業の抽出及び情報の提供

ア　抽出条件

・業種別、売上上位順に並べたものからランダムに抽出する。

・業種は、「建設業」、「製造業」、「運輸業」、「卸売業」、「小売業」、「飲食業」、「宿泊業」、「サービス業」、「その他」に分類する。なお、各業種の定義は日本標準産業分類における分類による。

・業種及び企業規模については、委託者と協議のうえ、鹿児島市内の事業所の産業別構成比に近い割合となるよう、企業数を分配すること。

・日本標準産業分類における「Q　複合サービス事業」、「S　公務」、「T　分類不能の産業」は除く。

・①の「中小企業」とは、以下の条件を満たすものとする。

製造業その他：資本金3億円以下、または従業員数300人以下

卸売業：資本金１億円以下、または従業員数100人以下

小売業：資本金5,000万円以下、または従業員数50人以下

サービス業：資本金5,000万円以下、または従業員数100人以下

イ　調査対象企業情報の提供

受託者は、必要に応じて、調査対象企業に関する情報を委託者に提供すること。

ウ　留意事項

・対象企業の抽出及びリストの作成は、委託者と協議のうえ、受託者が行う。

・調査票等の発送、回答の協力依頼、回収の状況等の確認のため、対象企業にはナンバリングを行い、必要な管理を行うこと。

② 調査設計

委託者と協議のうえ、次項に記載の観点を考慮した調査内容を策定する。

ア　第六次鹿児島市総合計画及び鹿児島市商工業振興プランの重点プロジェクトに係る事業の検討

イ　鹿児島市が実施する施策立案等の基となる事業者ニーズの把握

ウ　鹿児島市が実施している事業に関連する情報の収集

③ 送付状及び調査票等の作成

④ 調査票等の送付及び回答の協力依頼

⑤ 調査票の回収（期待値）　　700社以上

ア　調査票の回収方法については、鹿児島市内の中小企業の実態を広く把握できるよう工夫すること。

イ　調査票を郵送により回収する場合は、受託者は調査票返信用封筒（料金受取人払）を作成し、調査票を発送する際に同封する。調査対象企業は当該返信用封筒を使って、受注者に返送する。（ゆうメール不可）

ウ　調査票をＦＡＸにより回収する場合は、使用するＦＡＸ番号については委託者と協議する。

エ　調査票をインターネット等で回収する場合は、アンケートページの作成等、必要な全てを受託者が準備すること。

オ　受託者は調査にあたって調査対象企業との間にトラブルが生じた場合、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者で対策を協議する。

⑥ 調査結果の集計、分析

ア　集計作業を行う前に、無効回答の取扱い等についてあらかじめ委託者と協議を行うこと。

イ　受託者は調査結果の属性クロス集計（企業規模別、業歴別、業種別）を、全ての設問について行う。その他、クロス集計を行うことが望ましい項目については、受託者が適宜提案し、委託者と協議して行う。受託者はクロス集計をもとに、全ての設問について分析を行う。

ウ　集計結果の報告は、単純集計及びクロス集計のそれぞれの項目について比率・実数の表及びグラフ、「その他」欄・自由意見欄記入一覧表、回答内容一覧表をエクセルデータで作成し提出する。

エ　受託者が行う調査結果の分析には、委託者が提供する過去の調査結果の集計済みデータをもとに、経年比較の実施を含める。

⑦　調査結果報告書の作成

ア　受託者は調査の集計と分析の結果を記載したＡ４判両面カラー印刷80頁程度の冊子（以下、「報告書」という。）を作成する。

イ　報告書の作成にあたっては、委託者と受託者で内容について協議のうえ、必要に応じて受託者がグラフや表を作成し、調査結果の解釈や説明文を報告書に記載するものとする。

6　事業計画・業務報告等

⑴ 事業計画の提出

契約締結後すみやかに事業計画（実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等）を策定し、鹿児島市へ提出すること。なお、詳細は鹿児島市と協議のうえ決定すること。

⑵ 業務報告

受託者は、下記の報告書等を鹿児島市へ提出すること。

報告書等の種類	提出時期
①　アンケート調査のローデータ	７月下旬
②　アンケート調査結果報告書（第１稿）	９月上旬
③　アンケート調査結果報告書（確定版）	１０月上旬

⑶ 業務完了報告

令和８年１１月３０日までに業務完了報告書を作成し、鹿児島市へ提出すること。

事業報告書の内容等は、事前に鹿児島市と協議すること。

7　業務実施体制

必要な人員を確保し、委託業務を円滑に実施できる体制を整えること。また、業務遂行責任者を定め、委託業務の進行管理や鹿児島市との連絡調整を行わせること。

8　業務の適正実施に関する事項

⑴ 関係法令等の遵守

委託業務の実施にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。

⑵ 業務の再委託

鹿児島市の承諾を得ずに、委託業務の一部を再委託してはならない。第三者へ再委託する場合は、事前に書面で報告し、鹿児島市の承諾を得ること。

⑶ 個人情報の保護

鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例や個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合は、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

⑷ 守秘義務

業務上知り得た鹿児島市や企業等の秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。なお、再委託する場合には、再委託先にも同様の義務を負わせるものとする。

9　その他

⑴ 契約の締結、委託業務の実施に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。

⑵ 委託業務の実施にあたっては、鹿児島市の委託事業であることを意識し、調査先企業等の立場を考慮し、鹿児島市に対する信用が損なわれないように努めること。

⑶ 委託業務の実施にあたって、調査先企業等から手数料等の利益を得ないこと。

⑷ 委託業務の実施にあたって、鹿児島市からの協議や問い合わせ等の求めには速やかに対応すること。

⑸ 委託業務に係る各種書類は、全ての調査分析終了後速やかに鹿児島市へ引き渡すこと。

⑹ この委託で制作された物（調査対象企業リストを除く。以下「制作物」という）に係るすべての著作権（著作権法第２７条および第２８条に規定されている権利を含む）は鹿児島市に帰属するものとし、受託者は、制作物に係る著作権を引渡し時に鹿児島市に無償で譲渡するものとする。

⑺ 鹿児島市は、制作物を他の広報物に使用できるものとし、使用に際しては以下のとおりとする。

① 鹿児島市が制作物を利用する際、受託者の承諾は不要とする。

② 鹿児島市が制作物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。

③ 鹿児島市が「２　目的等」のために制作物を改変（ぼかし、トリミング等の簡易な加工）するときは、受託者はその改変に同意する。

⑻ 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、鹿児島市と協議を行うこと。

⑼ 調査で使用する紙は、できる限り古紙配合率が高いものの使用に努めること。